

居宅サービス計画（ケアプラン）に規定回数以上の
訪問介護（生活援助中心型）を位置付けた場合の届出

Q & A

令和6年7月25日現在

世田谷区高齢福祉部介護保険課

問い合わせ先	電話番号	担当する内容
介護保険課事業者指定・指導担当 （指定・指導）	03-5432-2294	届出の根拠・範囲など運営基準に関 すること
介護保険課事業者支援担当 （支援）	03-5432-2884	提出書類・届出後のケアプラン点検 に関すること

問1 届出の範囲はどのように定められているのか。

指定・指導

【国】厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護として、以下の内容が示されています。（介護保険最新情報v o 1.652）

届出の対象となる訪問介護の種類は生活援助中心型サービスとし、届出の要否の基準となる回数は、要介護度別の「全国平均利用回数+2標準偏差（2SD）（※）」を基準とする。

（※） 全国での利用回数の標準偏差に2を乗じた回数

具体的には、直近の1年間（平成28年10月～平成29年9月分）の給付実績（全国）を基に、各月における要介護度別の「全国平均利用回数+2標準偏差（2SD）」の回数を算出した上で、要介護度別に最大値となる月の回数を用いることとし、要介護状態区分に応じてそれぞれ1月あたり以下の回数とする。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

生活援助中心型サービス

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表のⅠ訪問介護費 注3（口生活援助が中心である場合に関する注）に規定する生活援助をいう。

問2 1回の訪問介護で、身体介護が中心である訪問介護を行った後に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行うなど身体介護と生活援助が混在する場合は届出の回数に含めるのか。

指定・指導

ご質問のサービスの場合は、届出に必要な訪問介護に該当しないため、回数には含まれません。

サービスコードの例（代表的なサービスコードについて例示しています）

サービスコード		サービス内容略称	届出の対象
種類	項目		
11	7211	生活援助2	届出の対象サービス
11	7311	生活援助3	届出の対象サービス
11	4111	身体1生活1	届出の対象外
11	4211	身体1生活2	届出の対象外
11	5111	身体2生活1	届出の対象外

問3 家族等介護者の状況（一時入院など）や他のサービスの状況（休みで利用できない）などの特別な状況により、1ヶ月間のみ規定回数を超え、それ以外の月は基準の回数以下の場合、届出は必要か。

指定・指導

規定回数以上となったため、届出は必要となります。

問4 サービスを利用する曜日の関係上、生活援助中心型のサービスが規定回数を越える月と超えない月がある場合は、届出が必要か。

指定・指導

ご質問の場合は、届出が必要となります。

問5 規定回数を超えて届出を行った後、居宅サービス計画を変更した場合、再度の届出が必要か。

支援

再度の届出は不要ですが、規定回数を超えなくなった場合は届出の対象外となりますので、その旨介護保険課事業者支援担当（03-5432-2884）まで電話にてご連絡ください。

問6 要介護認定結果が確定していない中で、暫定ケアプランで生活援助中心型サービスを居宅サービス計画に位置付けた場合はどうすればよいか。

指定・指導

要介護認定の結果が出ていない場合は、認定結果が確定してから居宅サービス計画等を速やかに届出ください。

問7 訪問介護（生活援助中心型）の回数を変更したが、居宅サービス計画を軽微な変更として取り扱った場合、届出は必要か。

指定・指導

居宅サービス計画の軽微な変更の場合、届出は不要となっていますが、訪問介護（生活援助中心型）の回数に変更になった場合は、届出をお願いします。それ以外の軽微な変更の場合は届出不要です。

問8 保険者が世田谷区だが、住所地特例で別の区市町村の施設に入居している場合、届出先はどこになるのか。

指定・指導

届出先が保険者となるため、ご質問の場合は世田谷区が届出先になります。

問 9 居宅サービス計画の利用者への交付後、世田谷区へ届け出る前に、利用者の状況が変わった場合はどうしたらよいか。

指定・指導

利用者が施設への入所や亡くなられたなど、今後、生活援助中心型サービスの利用が見込まれない場合も届出を行ってください。

病院への入院や一時的に別の場所で生活するなどの場合、再度居宅での生活援助中心型サービスの利用が見込まれますが、この場合は身体状況等により利用者の状況が変わる可能性がありますので、退院後等の状況に応じて届出をお願いします。

問 10 居宅サービス計画の利用者への交付後、世田谷区へ届け出る前に、サービスの利用状況が変わった場合はどうしたらよいか。

指定・指導

利用者の状況変化で短期的にサービス内容が変更になる場合は、届け出る直近の居宅サービス計画の内容で届出をお願いします。

問 11 居宅サービス計画の届出後、利用者の状況が変わった場合はどうしたらよいか。

支援

居宅サービス計画の届出後、世田谷区では、提出書類の内容の確認や居宅サービス計画の点検を行います。ご質問のような状況の場合、その結果に影響が生じることも考えられますので、介護保険課事業者支援担当（03-5432-2884）まで電話にてご連絡ください。

問 12 訪問介護計画書は、訪問介護事業所から取り寄せないといけないのか。

指定・指導

介護支援専門員は、以下の条例の規定に基づき、訪問介護計画書の提出を求めることになっております。

【区】世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

第 16 条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

（12） 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 24 条第 1 項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

問 13 2箇所以上の訪問介護事業所を利用している場合、訪問介護計画書はどうしたらよいか。

支援

全ての訪問介護事業所の訪問介護計画書を提出してください。